

第8回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和2年7月10日
場 所 シビックコア 研修室3

委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	出
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分
閉 会 時 刻 午前9時50分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>第8回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。 よろしく願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お集まりいただきましてありがとうございます。7月10日は、全国の7割が農業委員会の統一の改選日となっております。北勢管内では、いなべ市、東員町、亀山市以外が新しい委員さんに改選されます。いなべ市は昨年12月に改選されましたので、引き続きよろしく願いいたします。それでは、第8回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。 ただ今の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第8回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、11番議席 藤田一房委員と、12番議席 石原昭彦委員のお二人を指名させていただきます。よろしく願いします。</p>
<p>(日程第2) 議長</p>	<p>それでは、日程第2 報告第14号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>

	<p>事務局</p> <p>日程第2 報告第14号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和2年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。今回の1法人は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p>
	<p>議長</p> <p>報告第14号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。報告事項について、質問等ありましたらお願いします。 質問がなければ次に進みます。</p>
<p>(日程第3) (日程第4)</p>	<p>議長</p> <p>続いて、日程第3 報告第15号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」及び日程第4 報告第16号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
	<p>事務局</p> <p>日程第3 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書について 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和2年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により知事の許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約で、その旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、1件、2筆、面積4,420㎡であることを報告します。</p>

	<p>日程第4 報告第16号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</p> <p>次のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので報告する。令和2年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には、農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。届出書の受理については、「いなべ市農業委員会会長専決規定」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出の1番は、員弁町北金井の[]が、員弁町御蘭の[]が所有する、員弁町下笠田[]、計61.46㎡の畑を住宅敷地へ転用する届出です。万一被害が生じた場合は、転用者自ら責任をもって処理するとされております。受理した届出書については、議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p> <p>議長 報告第15号については、合意解約による通知を受けたものです。報告第16号については、員弁町の市街化区域の転用に関するものです。報告事項について、質問等ありましたらお願いします。</p> <p>議長 質問がなければ、次へ進みます。</p> <p>(日程第5) 議長 日程第5 議案第38号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第5 議案第38号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求めます。令和2年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p>
--	---

	<p>市が農地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がありますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。なお、今回は公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業にともなう農用地利用集積計画の決定です。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでご審議をお願いします。</p> <p>総件数 8件 11筆 15,048㎡ 内 訳 使用貸借 1件 1筆 2,122㎡ 賃貸借 7件 10筆 12,926㎡ となっております。</p>
<p>議長</p>	<p>この案件は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業です。この利用集積計画につきまして、質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特にないようですので、議案第38号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」につきまして採決いたします。</p> <p>本議案につきましては、[REDACTED]に関する案件が含まれております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、該当委員を除いた案件別で採決を行います。</p> <p>該当委員は、ご自分の案件については採決に参加できませんのでご了承ください。</p> <p>まず、[REDACTED]に関する案件7番、8番について採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、7番、8番案件は原案どおり決定されました。</p>

<p>(日程第6)</p>	<p>それでは、それ以外の案件について一括して採決します。全委員にお諮りをします。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして、日程第6 議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第6 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)があったので議決を求める。令和2年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、8件、12筆、面積9,031㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <14番案件>の申請地は、北勢町東村地内の畑です。 譲受人である北勢町東村の■■■■が、北勢町東村の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、472㎡を贈与により譲り受ける申請です。なお、兄である■■■■の耕作に従事しているという農業従事申述書が、提出されております。</p> <p><15番案件>の申請地は、藤原町大貝戸地内の畑です。 譲受人である藤原町大貝戸の■■■■が、藤原町大貝戸の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、181㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><16番案件>の申請地は、員弁町畑新田地内の田です。 譲受人である員弁町畑新田の■■■■が、員弁町畑新田の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、4,420㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><17番案件>の申請地は、丹生川久下の田です。 譲受人である員弁町宇野の■■■■が、大安町石樽北の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、2,403㎡を売買により譲り受ける申請です。</p>

<18、19番案件>につきましては、申請書が別で出ておりますが隣接地であり、譲受人、譲渡人ともに同一人物のため、合わせてご説明します。申請地は、大安町石樽東及び石樽北の畑です。

譲受人である大安町石樽北の■■■■が、大安町石樽東の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、624㎡を売買により譲り受ける申請です。両筆とも非耕作のため、営農計画書が提出されております。

<20番案件>の申請地は、藤原町大貝戸の畑です。

譲受人である藤原町大貝戸の■■■■が、神奈川県座間市の■■■■が所有する議案書に記載の3筆、756㎡を売買により譲り受ける申請です。

<21番案件>の申請地は、大安町石樽下の畑です。

譲受人である桑名市の■■■■が、愛知県蒲郡市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、175㎡を売買により譲り受ける申請です。非耕作のため、営農計画書が提出されております。

以上8件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。
何か質問はありますか。

特にないようですので、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」について採決いたします。

本議案につきましては、■■■■に関する案件が含まれております。

農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、該当委員を除いた案件別で採決を行います。

該当委員は、ご自分の案件については採決に参加できませんのでご了承ください。

まず、■■■■に関する案件、16番案件について採決します。

16番案件について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手

<p>(日程第7)</p> <p>議長</p>	<p>を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>それ以外の案件について一括して採決します。全委員にお諮りをします。本申請について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>続きまして、日程第7 議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第7 議案第40号</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)</p> <p>次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和2年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、2件、2筆で562㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><1番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。既に資材置き場として利用されていますので、始末書が添付されています。農地区分は、500m以内にみなみ整形外科とどんぐり診療所がありますので3種農地です。</p> <p>申請人である大安町石樽東の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、393㎡を隣接雑種地645㎡と一体利用し共同住宅用地へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地して20cm程度の盛土を行い、周囲にコンクリートブロックを施工し、土砂の流出を防ぎます。取水は上水道、生活雑排水は下水道を利用し、雨水排水は既設道路側溝に放流です。</p> <p><2番案件>の申請地は、員弁町大泉地内の畑です。既に駐車場として利用していますので、始末書が添付されています。農地区</p>

	<p>分は、500m以内に員弁東小学校、大泉駅がありますので3種農地です。</p> <p>申請人である員弁町大泉の[]が所有する議案書に記載の1筆、169㎡を引き続き駐車場用地へ転用したい旨の計画です。工事計画については、既に砂利舗装を施工しております。取水は行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p>以上2件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、7月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程第8) 議長 (日程第9)	<p>続きまして、日程第8 議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」及び日程第9 議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第8 議案第41号</p>

農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
(所有権移転)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(所有権移転)があったので意見を求める。令和2年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄

今回の申請は、8件、10筆で2,702㎡です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<15番案件>の申請地は、北勢町二之瀬地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である名古屋市の■■■■■■■■■■が、北勢町二之瀬の■■■■■■■■■■が所有する議案書に記載の2筆、638㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。

<16番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。農地区分は第2種農地です。既に駐車場として利用していますので、始末書が添付されています。

譲受人である大安町石樽東の■■■■■■■■■■が、愛知県丹羽郡扶桑町の■■■■■■■■■■が所有する議案書に記載の1筆、304㎡を一般個人住宅施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、取水は上水道、汚水排水と生活雑排水は下水道を利用し、雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。土地造成は、盛土及び整地を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。

<17番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畑です。農地区分は、北勢病院と六石歯科が500m以内にあるため第3種農地です。

譲受人である北勢町麻生田の■■■■■■■■■■が、北勢町其原の■■■■■■■■■■が所有する議案書に記載の1筆、473㎡を一般個人住宅施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は盛土及び整地を行い、周囲はコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道を利用し、汚水及び雑排水は下水道に接続します。雨水は東側道路側溝に放流します。

<18番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である大安町石樽南の■■■■■■■■■■が、大安町石樽南の■■■■■■■■■■

が所有する議案書に記載の1筆、152㎡を駐車場施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水はなく、雨水は自然浸透です。

<19番案件>の申請地は、北勢町東村地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である北勢町東村の が、北勢町東村の が所有する議案書に記載の1筆、101㎡を駐車場施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は砂利敷きの整地のみ、取水はなく、雨水は自然浸透です。

<20番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。農地区分は農用地に該当しますが、農業用施設に供する場合、不許可の例外となります。

譲受人である大安町石樽北の が、大安町石樽東の が所有する議案書に記載の1筆、194㎡を農業用倉庫施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみで、取水は既設井戸を利用し、機械洗浄水と雨水排水は既設側溝を経て排水路へ放流します。雨水は自然浸透します。

<21番案件>の申請地は、員弁町大泉地内の畑です。農地区分は、員弁東小学校と大泉駅が500m以内にあるため第3種農地です。既に駐車場として利用していますので、始末書が添付されています。

譲受人である大安町石樽東の が、員弁町大泉の が所有する議案書に記載の1筆、490㎡を一般個人住宅施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、取水は上水道、汚水排水、生活雑排水は下水道を利用し、雨水排水は既設の水路へ放流します。土地造成は、盛土切土を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。

<22番案件>の申請地は、大安町片樋地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である桑名市の が、大安町片樋の が所有する議案書に記載の2筆、353㎡を一般個人住宅施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は盛土及び整地を行い、道路面に接しない北側及び西側はコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道を利用し、汚水及び雑排水は下水道に接続します。雨水は西側道路側溝に放流します。

	<p>続きまして、日程第9 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について (貸借権等設定)</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(貸借権等設定)があったので意見を求める。令和2年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の5条貸借権等設定の申請は、2件、3筆で547㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><8番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は、北勢病院と六石歯科が500m以内にあるため第3種農地です。既に雑種地として利用していますので、始末書が添付されています。</p> <p>借り人である四日市市尾平町の■■■■が、北勢町麻生田の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、323㎡を一般個人住宅施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地し周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道を利用し、排水は下水道、雨水は浸透枳を利用し自然浸透です。</p> <p><9番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の畑です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>借り人である桑名市藤が丘の■■■■が、員弁町北金井の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、224㎡を隣接の山林、宅地と一体利用し、合わせて646.59㎡を一般住宅施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地し、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水排水、生活雑排水は下水道、雨水排水は既設水路へ放流します。</p> <p>以上5条所有権移転8件と、5条貸借権等設定2件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p>
--	--

	<p>この案件につきましては、7月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
<p>現地調査委員</p>	<p>議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」8件、及び議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>このことについて何か質問はありますか。</p> <p>特にないようですので、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
<p>(日程第10) 議長</p>	<p>続きまして、日程第10 議案第43号「非農地証明願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第10 議案第43号 非農地証明願いについて</p> <p>次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和2年7月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p>

	<p>今回の申請は11件、29筆、6,563㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><9番案件>の申請地は、大安町丹生川久下地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、大安町丹生川久下の■■■■で、昭和59年から住宅、車庫に転用し、現在に至っております。</p> <p><10番案件>の申請地は、北勢町中山地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、愛知県一宮市の■■■■で、平成10年以前から駐車場に転用し、現在に至っております。</p> <p><11番案件>の申請地は、大安町平塚地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、大安町平塚の■■■■で、昭和45年から山林に転用し、現在に至っております。</p> <p><12番案件>の申請地は、大安町高柳地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、兵庫県神戸市の■■■■で、大正初期頃から山林に転用し、現在に至っております。</p> <p><13番案件>の申請地は、北勢町鼓地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、名古屋市の■■■■で、昭和45年から自治会公園に転用し、現在に至っております。</p> <p><14番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、北勢町阿下喜の■■■■で、昭和44年頃から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><15番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、北勢町麻生田の■■■■で、平成3年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><16番案件>の申請地は、北勢町北中津原地内の台帳地目、田です。</p> <p>願い出者は、北勢町北中津原の■■■■で、平成9年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><17番案件>の申請地は、北勢町其原地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、名古屋市の■■■■で、平成8年から宅地に転用</p>
--	--

	<p>し、現在に至っております。</p> <p><18番案件>の申請地は、大安町宇賀新田地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、四日市市の■■■■で、50年前から原野に転用し、現在に至っております。</p> <p><19番案件>の申請地は、大安町丹生川久下地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、大安町丹生川中の■■■■で、平成2年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上11件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>議長 非農地証明につきましては、無断転用後20年経過した土地についての証明です。事務局において、20年前の空中写真を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>では、議案第43号「非農地証明願いについて」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。</p>
5 その他	<p>議長 議事については、以上です。</p> <p>前回、副会長から提案のありました太陽光発電施設の転用に関して、事務局等と検討しまして、市へ提出する意見書の原案を作りました。事務局から提案をいたします。</p>
事務局	<p>【「太陽光発電事業の適正な事業実施を求める意見書(案)」提案】</p>
議長	<p>この意見書について質問や意見等あればお願いします。</p>
委員	<p>市長への提出など、今後の流れはどんな感じですか。</p>

	議長	市長の予定もありますので、調整して提出をしたいと思います。
	副会長	今では、影のあるところでも転用しようとしているように聞きます。太陽光発電の施設が10年後、20年後にどうなっているのか。将来も見据えて考えていかないとと思っています。市民の声としてあげていかないといけないので、みなさんにも協力をお願いしたいと思います。
	議長	他はよろしいでしょうか。それでは、この意見書について、賛成の委員さんは挙手をお願いします。
		全委員挙手していただきました。市長へこの意見書を提出したいと思いますので、みなさんご協力をお願いします。
6 閉会の宣言 【午前 10 時閉会】	議長	その他でございますが、委員さんから何かありますか。事務局から何かありますか。よろしいでしょうか。
	事務局	今回は、7月31日午前9時から現地調査です。1番小川委員と2番森田委員は出席をお願いします。8月7日に委員会となりますので、よろしくをお願いします。
	議長	これもちまして、第8回農業委員会を終了します。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____

